

令和3年度香川大学における内部質保証の
実施結果（大学評価基準 領域1～3に係る部分）について

令和4年3月23日
企画・評価・附属学校園担当理事

本学では、令和2年度に内部質保証の方針等を定め、本学が行う全ての教育研究活動を対象に自己点検・評価を実施することとしております。

令和3年度は、機関別認証評価の受審前年度であることから、大学評価基準に沿って自己点検評価を進めることとし、管理運営や内部質保証の体制整備等に関する領域1～3の部分について、以下のとおり自己点検・評価を行ったので、結果を報告します。

領域1 教育研究上の基本組織に関する基準

基準1-1	教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されているか
基準1-2	教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されているか
基準1-3	教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能しているか

【自己点検・評価結果】

別紙自己点検・評価書のとおり、上記3基準に係る6の分析項目全てにおいて、「当該分析項目の基準を満たす」と判断した。

【特記すべき事項】

なし。

領域2 内部質保証に関する基準

基準2-1	内部質保証に係る体制が明確に規定されているか
基準2-2	内部質保証のための手順が明確に規定されているか
基準2-3	内部質保証が有効に機能しているか
基準2-4	教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有しているか
基準2-5	組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っているか

【自己点検・評価結果】

別紙自己点検・評価書のとおり、上記5基準に係る21の分析項目全てにおいて、「当該分析項目の基準を満たす」と判断した。

【特記すべき事項】

- ・令和4年4月1日設置予定の創発科学研究科における研究指導教員等の審査に関する規定類について、令和4年度中の整備に向け検討中であることを確認した。（分析項目 2-5-1）

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

基準3-1	財務運営が大学等の目的に照らして適切であるか
基準3-2	管理運営のための体制が明確に規定され、機能しているか
基準3-3	管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有しているか
基準3-4	教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者との間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されているか
基準3-5	財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能しているか
基準3-6	大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であるか

【自己点検・評価結果】

別紙自己点検・評価書のとおり、上記6基準に係る12の分析項目全てにおいて、「当該分析項目の基準を満たす」と判断した。

【特記すべき事項】

- ・教育職員免許法施行規則の一部改正に伴い、教職課程に係る自己点検・評価結果の公表が義務付けられたことへの対応について、公表用のホームページを作成予定であることを確認した。(分析項目3-6-1)